資料３

国土交通省における
建築物のバリアフリー化促進の取組み
（地方公共団体向け）

令和８年６月
国土交通省住宅局
参事官（建築企画担当）・市街地建築課

目次

- バリアフリー法の概要 P.3
- 建築物のバリアフリー基準の改正 P.7
- 建築物のバリアフリーガイドライン P.13
- 第4次バリアフリー整備目標(案) P.22
- バリアフリー法に基づく条例 P.25
- バリアフリー環境整備促進事業 P.29
- 固定資産税及び都市計画税の減額措置 P.37
- 参考事例 P.39

バリアフリー法の概要

バリアフリー法(建築物分野)の概要

国土交通省

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」「共同住宅」「工場」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他

(例)「公立小中学校」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

※1:増改築部分のみが義務化の対象

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

① **2,000㎡以上**(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※1又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**

② **2,000㎡未満、及び既存建築物**に対して建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

※条例により、面積要件の引下げが可能

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第25条】【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**必要な**建築物特定施設※2の構造及び配置に関する基準

(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保　・車椅子使用者用のトイレが原則、各階にある　など

※2:出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、劇場等の客席、敷地内通路、駐車場等を指す。

※条例により、必要な事項の付加可。また、500㎡未満の建築物に対する建築物移動等円滑化基準の一部を規模等に応じて設定可

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき**建築物特定施設※3の構造及び配置に関する基準。

(※3:義務づけの対象ではない)

(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保　・車椅子使用者用のトイレが便所ごとにあるにある　など

計画の認定【法第17条】(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

バリアフリー法の対象となる建築物

国土交通省

特定建築物 （新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合努力義務）	特別特定建築物 （2,000㎡以上（公衆便所については50㎡以上）の新築、増築、改築又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への適合義務）
1.学校	1. 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの又は特別支援学校
2.病院又は診療所	2.病院又は診療所
3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4.集会場又は公会堂	4.集会場又は公会堂
5.展示場	5.展示場
6.卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7.ホテル又は旅館	7.ホテル又は旅館
8.事務所	8.保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9.共同住宅、寄宿舎又は下宿	
10.老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	9.老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
11.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12.体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11.体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
13.博物館、美術館又は図書館	12.博物館、美術館又は図書館
14.公衆浴場	13.公衆浴場
15.飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14.飲食店
16.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17.自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18.工場	
19.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	16.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
20. 自動車の停留又は駐車のための施設	17. 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
21.公衆便所	18.公衆便所
22.公共用歩廊	19.公共用歩廊

建築物移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化誘導基準の概要　※R7.6.1から

国土交通省

1 出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

■玄関出入口の幅（1以上）
80cm 以上　120cm 以上
■居室などの出入口
80cm 以上　90cm 以上

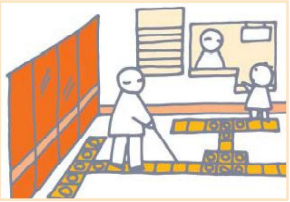

2 廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要です。

■廊下幅
120cm 以上　180cm 以上

3 傾斜路

スロープは緩やかなものとし、手すりを設け、上端には点状ブロック等を敷設してください。長いスロープには踊り場を設けることも必要です。

■手すりの設置
片側　両側
■スロープ幅
120cm 以上　150cm 以上
■スロープ勾配
1/12 以下　1/12 以下
（屋外は 1/15 以下）

4 エレベーター

階と階の間の移動には、エレベーターで行けるようにすることが原則必要です。車いすを使用する方や目の不自由な方の利用に配慮した仕様としてください。

■出入口の幅
80cm 以上　90cm 以上
■かごの奥行
135cm 以上　135cm 以上
■かごの幅（一定の建物の場合）
140cm 以上　160cm 以上
■乗降ロビー
150cm 角以上　180cm 角以上

5 トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの便房を設けてください。

■車いす使用者用便房の数
原則各階に1つ以上　各便所に1つ以上
■オストメイト対応便房の数
建物に1つ以上　各階ごとに1つ以上
■低リップ小便器等の数
建物に1つ以上　各階ごとに1つ以上

6 ホテルや旅館の客室

ホテルや旅館の客室内の便所や浴室等は車いすを使用する方も使えるようにすることが必要です。

■車いす使用者用客室の数
1%以上　原則 2% 以上

7 アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。広い幅ですべりにくい表面とし、高低差のある場合には緩やかなスロープ等を設けてください。

■通路の幅
120cm 以上　180cm 以上

8 駐車場

駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方や体の不自由な方のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペースを確保してください。

■車いす使用者用駐車施設の数
200台以下の場合：2%以上
201台以上の場合：1%＋2台以上
2%以上

■車いす使用者用駐車施設の幅
350cm以上　350cm以上

9 浴室等

共用の浴室やシャワー室を設ける場合には、１つ以上の浴室等を十分な広さとし、車いすを使用する方が使える仕様としてください。
（建築物移動等円滑化誘導基準）

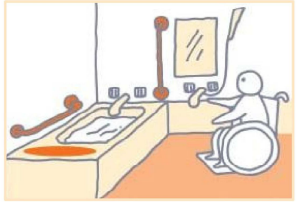

10 「案内表示」について

バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近には、見やすくわかりやすい表示が必要です。これらの施設の配置がわかる案内板や案内所を設けてください。

11 案内設備に至る経路

道等から案内板や案内所に至る経路には、目の不自由な方が安全に通れるように視覚障害者誘導用ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けてください。

12 劇場等の客席

劇場等の客席には、車椅子を使用する方が車いすに乗ったまま観覧できるスペースを設けてください。

■車いす使用者用部分の数
400席以下の場合：2席以上
401席以上の場合：0.5%以上

100席以下の場合：2席以上
101～200席の場合：1%以上
201～2,000席の場合：1%＋2席以上
2,001席以上の場合：0.75%＋7席以上

■車いす使用者用部分の寸法等
幅：90cm以上
奥行:135cm以上
床が平坦

幅:90cm以上
奥行:135cm以上
床が平坦
舞台等を容易に視認できる構造
同伴者用の客席(スペース)が隣接
201席以上の場合、当該部分を2カ所以上に分散

それぞれの説明中、青の数値等は建築物移動等円滑化基準、オレンジの数値等は建築物移動等円滑化誘導基準

建築物のバリアフリー基準の改正
（令和7年6月1日　施行）

車椅子使用者用便房の設置数に係る基準の見直し

（施行日：令和７年６月１日）

国土交通省

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用便房の設置数について、**原則、各階に１箇所以上を設置する**よう見直しを行う。

義務基準

現行

・ **建築物に１箇所以上**を設ける。

見直し案

＜標準的な建築物＞

・ **各階に１箇所以上**※設ける。

＜小規模階を有する建築物＞（床面積1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合）

・ 小規模階の床面積の合計が**1,000㎡に達する毎に１箇所以上**※設ける。

＜大規模階を有する建築物＞（床面積10,000㎡を超える階（大規模階）を有する場合）

階の床面積が

・ **10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に２箇所以上**※を設ける。

・ **40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に１箇所を追加**※する。

※ 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置箇所は任意とする。

誘導基準

現行

・ **各階に１箇所以上**を設ける。

・ 階の便房数が**200箇所以下**の場合、**２%以上**を設ける。

・ 階の便房数が**201箇所以上**の場合、**１%＋２箇所以上**を設ける。

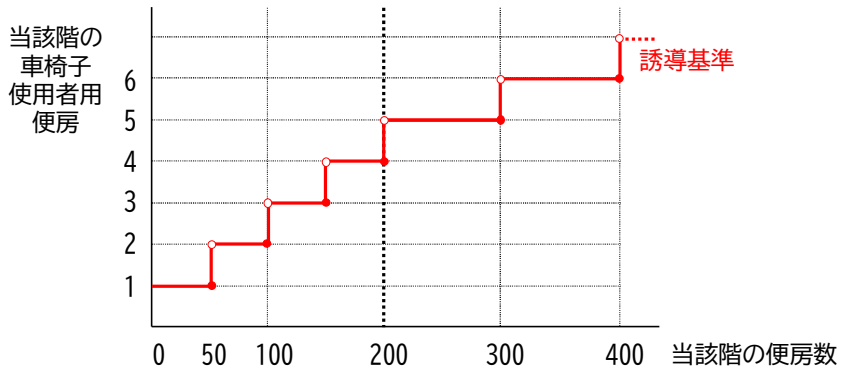

見直し案

・ **便所のある箇所に１箇所以上**を設ける。

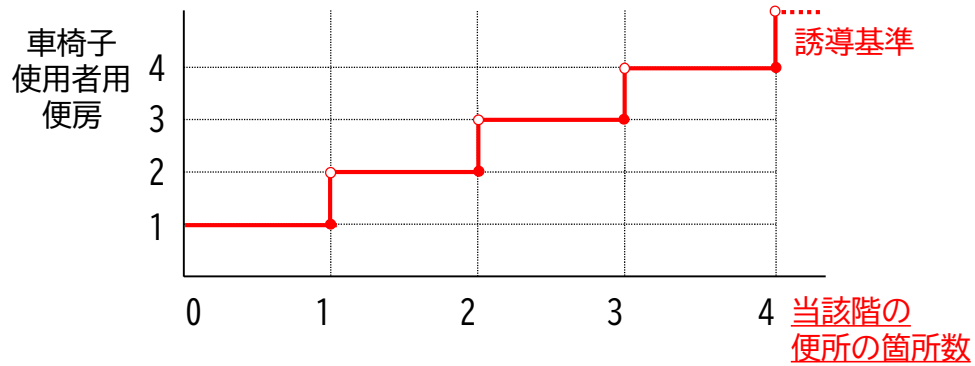

車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し

（施行日：令和７年６月１日）

国土交通省

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用駐車施設の設置数について、**駐車台数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

現行

- １台以上を設ける。

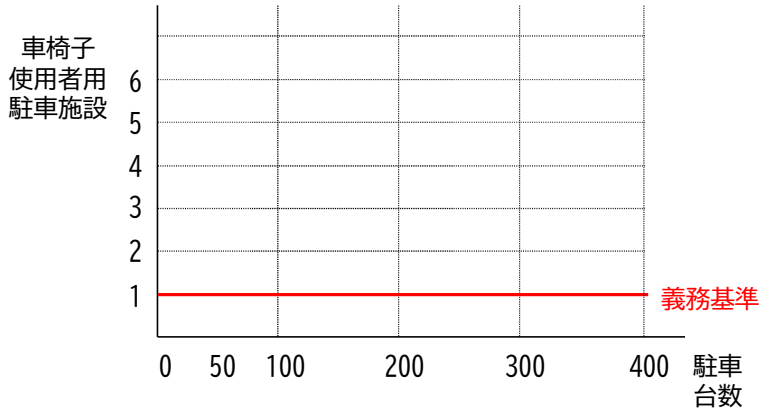

見直し案

- 200台以下の場合、２％以上を設ける。
- 201台以上の場合、１％＋２台以上を設ける。

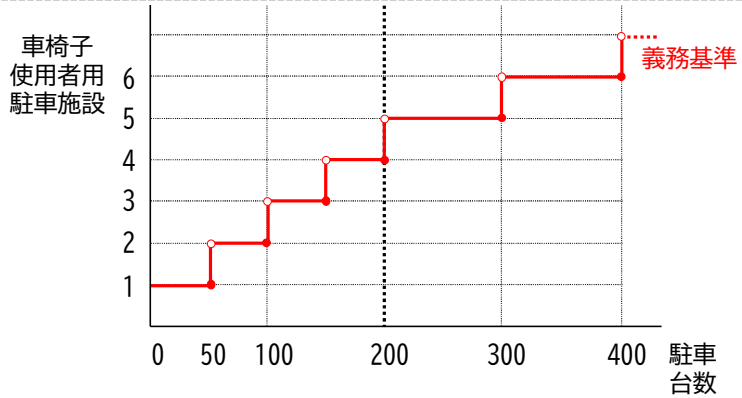

誘導基準

現行

- 200台以下の場合、２％以上を設ける。
- 201台以上の場合、１％＋２台以上を設ける。

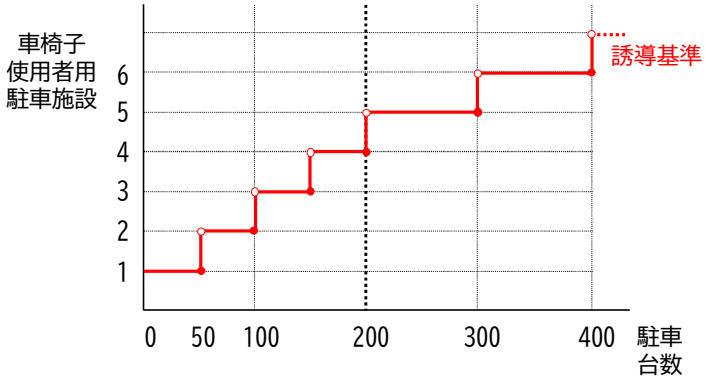

見直し案

- ２％以上を設ける。

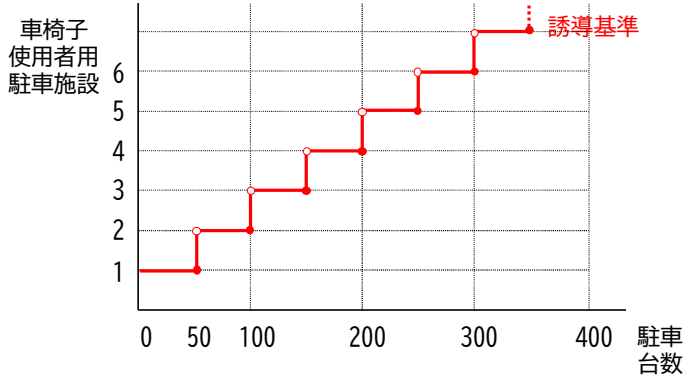

車椅子使用者用客席の設置数に係る基準の見直し

（施行日：令和７年６月１日）

国土交通省

バリアフリー法の政令改正（条文新設）により、車椅子使用者用客席の設置数について、**客席の総数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

現行

・基準なし

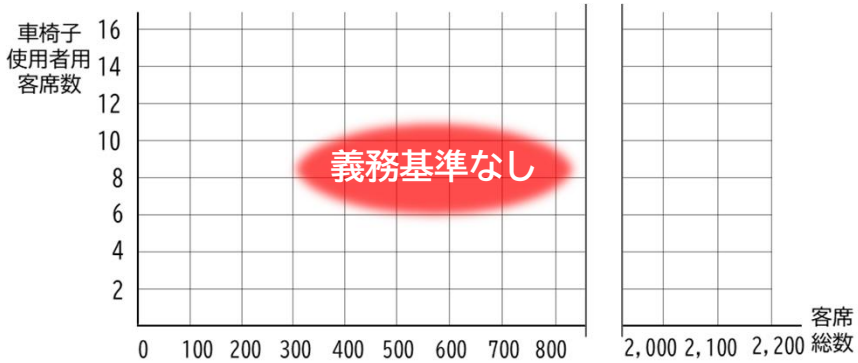

見直し案

・400席以下の場合、２席以上を設ける。
・401席以上の場合、0.5%以上を設ける。

※ 構造に係る基準（幅90cm以上、奥行135cm以上等）も定める。

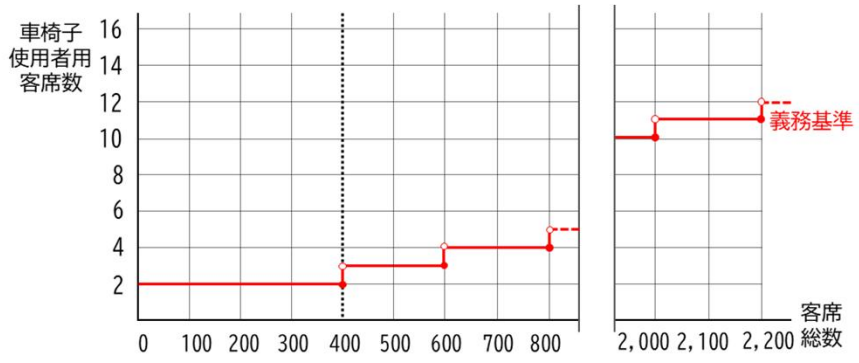

誘導基準

現行

・ 200席以下の場合、２%以上を設ける。
・ 201～2,000席の場合、１%＋２席以上を設ける。
・ 2,001席以上の場合、0.75%＋７席以上を設ける。

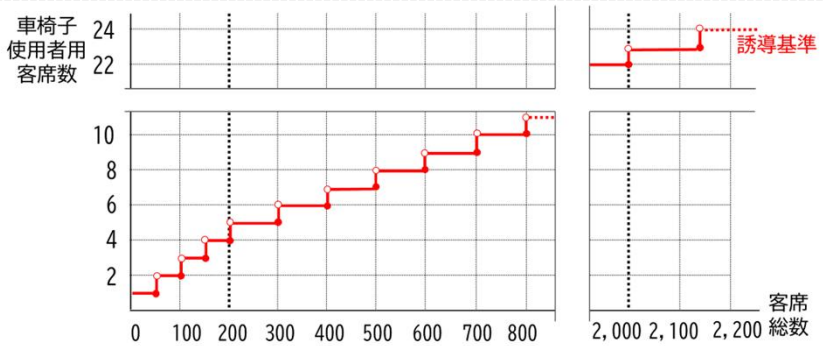

見直し案

・100席以下の場合、２席以上を設ける。
・101～200席の場合、２%以上を設ける。
・201～2,000席の場合、１%＋２席以上を設ける。
・2,001席以上の場合、0.75%＋７席以上を設ける。

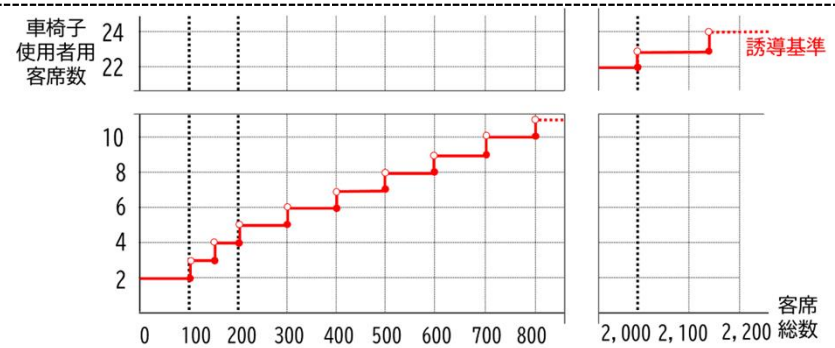

容積率緩和の特例制度の拡充に向けた告示の見直し

（施行日：令和７年６月１日）

国土交通省

バリアフリー法第24条に基づく容積率緩和の特例制度の適用要件を定めた「国土交通省告示第1481号」に**車椅子使用者用便房の設置のみで特例が可能となるよう規定を追加する**ことで**車椅子使用者用便房の設置を促進する**。

<table>
<tr><th></th><th>現行</th><th>見直し案</th></tr>
<tr><td>特定建築物</td><td>次の基準に適合すること
・ 全ての建築物特定施設が誘導基準に適合する</td><td>次の基準のいずれかに適合すること
・ 全ての建築物特定施設が誘導基準に適合する
・ 車椅子使用者の到達可能な車椅子使用者用便房※を設ける</td></tr>
<tr><td>特定建築物以外</td><td>次の基準に適合すること
・ 以下の全てに適合する
<table>
<tr><td>出入口</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>廊下</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>階段</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>便所</td><td>・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある
・ 出入口の幅が８０ｃｍ以上である
・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である</td></tr>
<tr><td>敷地内通路</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>次の基準のいずれかに適合すること
・ 以下の全てに適合する
<table>
<tr><td>出入口</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>廊下</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>階段</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>便所</td><td>・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある
・ 出入口の幅が８０ｃｍ以上である
・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である</td></tr>
<tr><td>敷地内通路</td><td>（略）</td></tr>
</table>
・ 車椅子使用者の到達可能な車椅子使用者用便房※を設ける</td></tr>
</table>

※ 車椅子使用者用便房の構造は以下の通り
- 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
- 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること

赤字：現行の基準に追加した箇所

改正に係る周知資料

国土交通省

○ チラシ

- 車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車場、車椅子使用者用客席の義務基準の概要を記載
- 基準改正概要の周知に最適

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001881137.pdf

○ 技術的助言参考資料

- 改正基準の運用に係る詳細な留意点を記載
- 運用の参考に最適

例（P.16）
増築等を行う場合の車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順を、図とともに解説

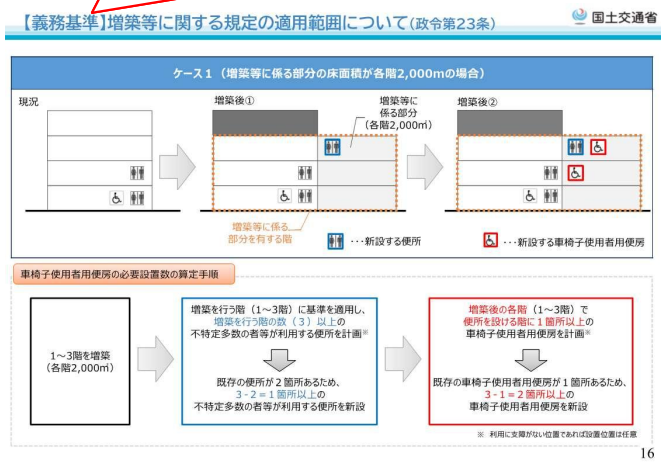

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001857777.pdf

○ 説明会動画

- 技術的助言参考資料を基に説明
- 運用の参考に最適

※以下のURLにて動画を公開中

https://youtu.be/f_o8XtrPnS4
（便所）

https://youtu.be/SCUVsPsW0aQ
（劇場等の客席）

https://youtu.be/UaDQ3WJDp90
（駐車場）

https://youtu.be/L3BxSsB52WM
（Q&A）

建築物のバリアフリーガイドライン

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

国土交通省

＜建築設計標準とは＞

- 全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、**設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、ハード面やソフト面で必要とされる標準的な整備等を実際の設計でどのように企画・計画し、具現化していくかを示す適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドライン**として定めたもの。
- **「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」**を別冊で策定し、**当事者参画の自発的な実施**を推進。

＜建築設計標準の掲載内容＞

① 高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた**設計の基本思想**

② 設計を進める上での**実務上の主要なポイント**

③ **建築物移動等円滑化基準・建築物移動等円滑化誘導基準を実際の設計で具体的に実現するために参考とすべき内容**を含めた建築物のバリアフリーの標準的な整備内容

④ 多様な利用者のニーズに応えるため、施設の実情に応じて**設計時に考慮することが望ましい留意点**

＜法令と建築設計標準の関係＞

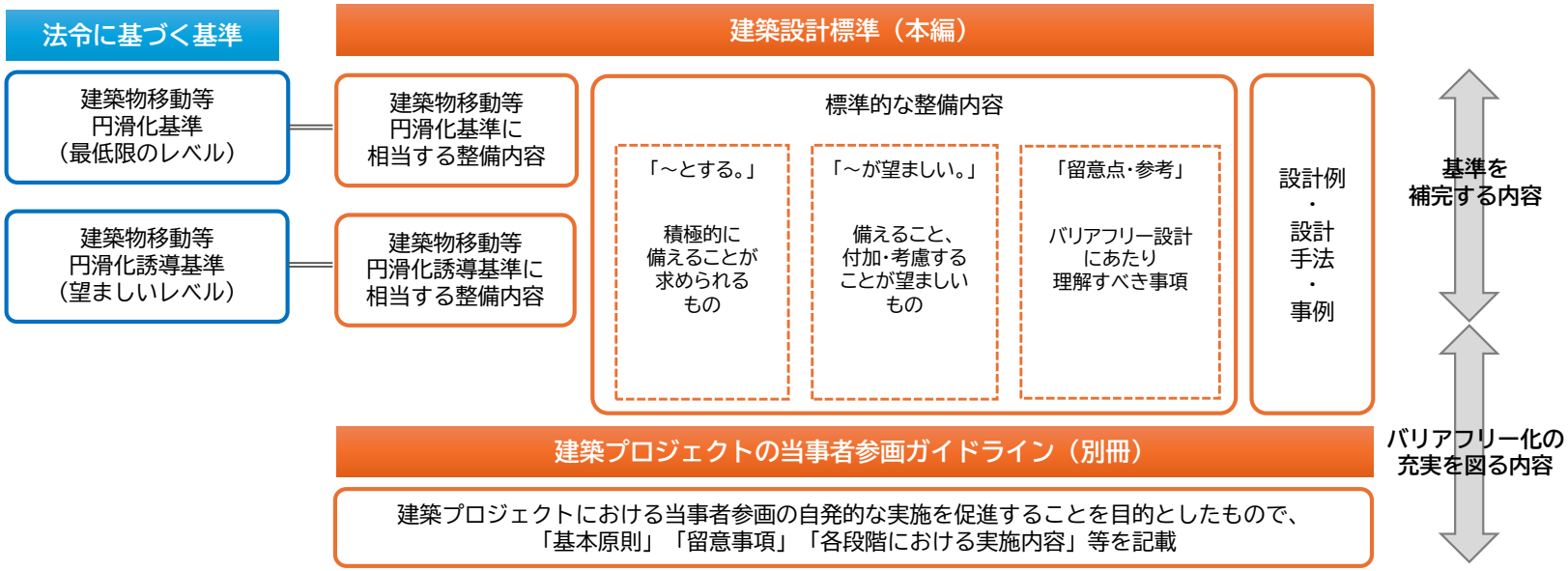

建築設計標準の主な改正ポイント（令和7年5月改正）

国土交通省

バリアフリー設計のガイドラインである「建築設計標準」について、トイレ、駐車場、客席のバリアフリー基準の見直しを踏まえた内容の変更等に加え、建築物のバリアフリー化を一層促進するため、構成・内容の抜本的な見直しを実施

１．構成・内容の抜本的な見直し

○「標準的な整備内容」の明記

⇒従前は、推奨される整備内容について「～することが望ましい。」と記述していたが、今回の改正において、原則として、標準的な整備内容として整理し、「～する。」との記述に強化。

○設計事例や改修・改善事例のポイントの別冊化

⇒建築設計標準の改正タイミングにとらわれずに、好事例をＰＲしやすくするため、国土交通省ＨＰに随時アップロードする。

○建築プロジェクトの当事者参画ガイドラインの策定

⇒建築プロジェクトにおける当事者参画を促進するため、「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」を新たに策定。

○建築設計標準の構成のシンプル化・電子化対応の準備

⇒必要な情報に容易にたどり着けるよう、義務基準・誘導基準に相当する整備内容と標準的な整備内容が一目でわかる構成に変更。PDFしおりの追加。

２．バリアフリー基準の見直しを踏まえた内容の変更等

○トイレ

⇒車椅子使用者用便房の複数化により、設計の考え方を大幅に変更。便房の種類を明確化した上で、一つの便所における機能分散・施設全体における機能分散の考え方を明記。車椅子使用者用便房の設置数に関する基準の記述の変更。

○客席

⇒車椅子使用者用客席の設置数に関する基準の記述の変更。サイトライン確保に係るチェック・検証方法に関する記述の大幅な充実。同伴者席について固定席ではなくスペースとして設けることを明記。

○駐車場

⇒車椅子使用者用駐車施設の設置数に関する基準の記述の変更。車椅子使用者用駐車施設の後部スペースの確保に関する記述の強化。

建築設計標準の主な改正内容（便所・洗面所の設計標準）

○車椅子使用者用便房の設置数に関する基準の記述を変更。

○便房の種類を明確化した上で、一つの便所における機能分散・施設全体における機能分散の考え方を明記。

○利用者のニーズに対応した便房の類型

利用者のニーズ	便房の名称	便房の機能
車椅子使用者への対応	車椅子使用者用便房	• 車椅子使用者が円滑に使用できる十分な空間 • 手すり • 腰掛便座　等
排泄介助が必要な者の脱衣・おむつ交換等への配慮	車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)	• 左記＋大型ベッド
オストメイトへの対応	オストメイト用設備を有する便房	• ストーマ装具にたまった排泄物の処理やストーマ装具の交換ができる広さ • 水洗器具（汚物流し）　等
乳幼児連れへの配慮	乳幼児用設備を有する便房	• ベビーカーとともに入ることができる広さの便房 • 乳幼児用おむつ交換台 • 乳幼児用椅子 • 着替え台　等
視覚・知的・発達障害者や高齢者への異性による介助・同伴利用、性的マイノリティ等への配慮	男女共用の広めの便房	• 男女が共用できる位置 • 介助・同伴利用等ができる広さ • 着替え台　等

○便房の機能の分散、設置位置の考え方

○一つの便所において機能を分散して設けることを基本とする。
○各便房は、施設全体の各階の用途の特性を踏まえて配置する。
○「車椅子使用者用便房」「乳幼児用設備を有する便房」は男女が共用できる位置に、「オストメイト用設備を有する便房」は男子用及び女子用の便所に設ける。

＜設計例＞

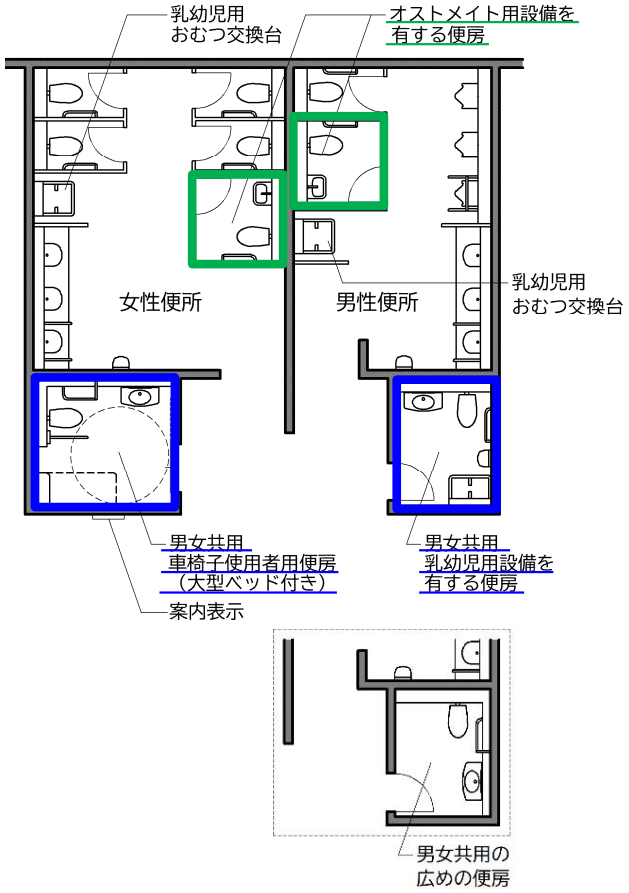

建築設計標準の主な改正内容（劇場等の客席の設計標準）

○車椅子使用者用客席の設置数に関する基準の記述を変更。

○車椅子使用者用客席のサイトライン（可視線）、分散配置、同伴者用の客席に係る内容の記述を強化。

○サイトライン（可視線）について

○ 観客が立つことが想定される施設では、車椅子使用者用客席は前列の観客が立っている状況で舞台等へのサイトラインが確保できるよう計画・検討することを標準的な整備内容として明記

○ サイトラインを評価する可変数であるC値（Cバリュー）等を用いたチェック・検証方法を詳述

＜C値（Cバリュー）を用いたサイトラインのチェック・検証のイメージ＞

C_1：直近の客席に対する車椅子使用者用客席のC値

C_2：最前列の客席に対する車椅子使用者用客席のC値

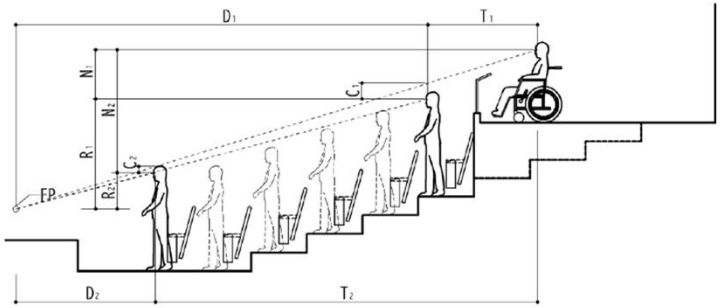

$$C = \frac{D(N+R)}{D+T} - R$$

C＝C・バリュー値
D＝座席の観客からFPまでの水平距離
N＝座席のある列の１段ごとの高さ
R＝座席の観客の目の高さとFPとの間の垂直線上の高さ
T＝座席のある列の奥行き

○分散配置について

○ 施設の用途や規模等を踏まえ、車椅子使用者用客席を複数箇所に垂直・水平に分散して設けることを標準的な整備内容として明記

○ 配置の考え方として、チケットの価格帯や席の種別ごとの分散を例示

＜設計例＞

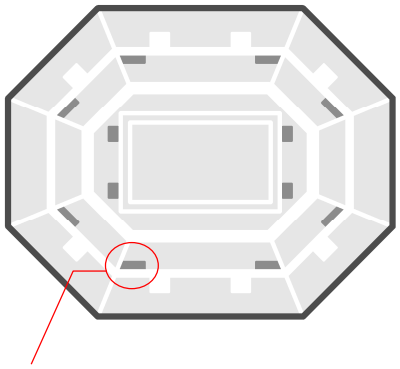

車椅子使用者用客席＋
同伴者用の客席（スペース）

○同伴者用の客席について

○ 同伴者用の客席について、
- 車椅子使用者用客席と同じ数以上を、車椅子使用者用客席の横に隣接して設けること
- 可動椅子の設置が可能な場合、固定席でなくスペース（＋可動椅子）とすること

を標準的な整備内容として明記

建築設計標準の主な改正内容（駐車場の設計標準）

○車椅子使用者用駐車施設の設置数に関する基準の記述を変更。
○車椅子使用者用駐車施設の後部スペースの確保に関する記述を強化。

○車椅子使用者用駐車施設の後部スペースについて

○ 後部ドアからの車椅子使用者の乗降のためのスロープ・リフトの出る車両の利用を考慮し、
後部ドアからのスロープ・リフトによる乗降が可能な車寄せ・スペースを建築物の出入口付近に設置すること、
又は車椅子使用者用駐車施設の後部に奥行き300cm程度の乗降スペースを確保することが望ましい旨を明記。

＜設計例＞

＜後部ドア側の乗降スペースの例＞

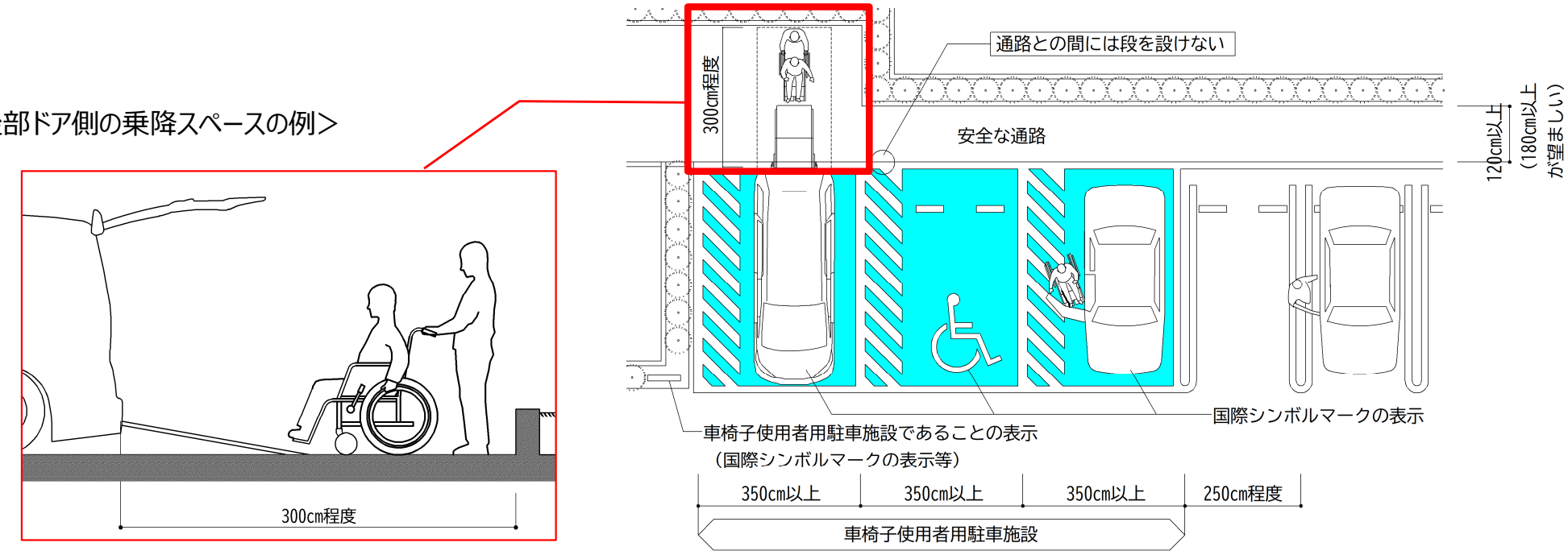

建築設計標準の主な改正内容（建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン）

国土交通省

建築設計標準の別冊として「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」を新たに策定し、当事者参画の効果や基本原則、企画・実施方法、留意事項等について記述。

○当事者参画とは

○ 当事者とは、高齢者、障害者等を含む全ての施設利用者を指す。
○ 当事者参画とは、建築プロジェクトのプロセスにおいて、当事者が意見表明すること、当事者間で意見交換すること、ワークショップ等に参加すること等を通じて、施設の整備・運営の完成度を高めることに関与することである。

○当事者参画の効果

○ 当事者は、施設整備の全体像や制約に対する理解が深まる。
○ 事業者等は、当事者のニーズに対する理解が深まる。
○ 当事者と事業者等の相互理解が深まることにより、多様なニーズを反映した納得感のある質の高い施設整備につながる。

○ガイドラインの対象建築物

○ 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を対象とし、公共建築物・民間建築物の別を問わない。
○ その他建築物においても、可能な限り本ガイドラインを活用することが望ましい。

建築設計標準の主な改正内容（建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン）

国土交通省

▼当事者参画の企画（全体の流れ）

実施方針 → 方法検討 → 人選 → 工期・予算確保

▼当事者参画の方法（例）

- ワークショップ
- 現地での確認・類似施設の見学
- アンケート・ヒアリング
- パブリックコメント
- 説明会

▼予算の計上について

○設計業務報酬基準における位置づけ

当事者参画のために必要なワークショップ等の企画・運営等については、標準業務には含まれない。設計者に対応を求める場合には、標準業務に付随する追加的な業務として、適切に設計費等に反映することが必要。

【業務報酬基準ガイドライン】告示別添四に示す標準業務に付随する追加的な業務のより具体的な業務内容の例示について

＜別添四第1項＞建築物の設計のための企画及び建築物の設計のための企画及び立案並びに事業計画に係る調査及び検討並びに報告書の作成等の業務（表抜粋）

業務項目	主な業務内容（例示）
5）建築プロジェクトの事業計画に係る施設計画についての調査、検討及び設計与条件資料の作成	①施設計画に関する調査、検討結果及び設計条件に関する報告書資料等の作成 ②ワークショップ等の企画、準備、出席

建築設計標準の主な改正内容（建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン）

国土交通省

当事者参画の企画事例、及び実施事例を段階ごとに掲載。

○当事者参画の企画事例（新国立競技場整備事業）

○ 要求水準の一つとして、「設計から施工段階において、高齢者、障がい者団体及び子育てグループ等の参画を得てユニバーサルデザイン・ワークショップを開催し、関係者の意見を集約した上で業務を進める。」との規定を設けた。

○基本設計段階・実施設計段階における当事者参画の実施事例（府中新庁舎建設）

○ 基本設計・実施設計・施工段階等において個別ヒアリングや説明会等を複数回実施。
○ 視覚障害者向けの説明会において、２種類の模型（建物の外形模型と１階平面を表した模型）を用意し、模型を触ることで、新庁舎の配置や動線等について確認・意見交換を実施。
○ 肢体不自由者団体向けの説明会において、会場におおよその寸法で重度障害者向けの介助用リフト付トイレの。レイアウトをテープで再現し、体験を通じ使い勝手等について確認・意見交換を実施。

２種類の模型

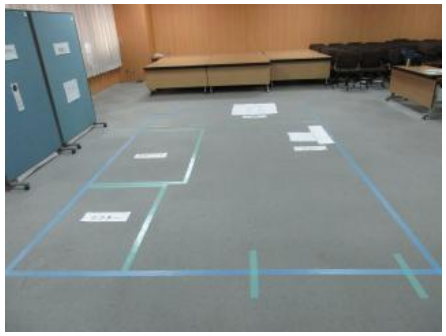
テープによるレイアウトの再現

○維持管理段階における当事者参画の実施事項（渋谷区バリアフリー基本構想による進捗管理）

○ 基本構想に基づくバリアフリー推進のため、対象地区の新規施設について当事者参画による施設点検を実施。
○ 点検後、参加者と事業者の意見交換を経て必要な改善を行った。

■Shibuya Sakura Stageの事例
【点検実施前】
・見えにくい階段段鼻部と手摺の不足
【点検実施後】
・段鼻部のタイルを変更し、コントラストを強化
・階段屈折部に手摺を追加

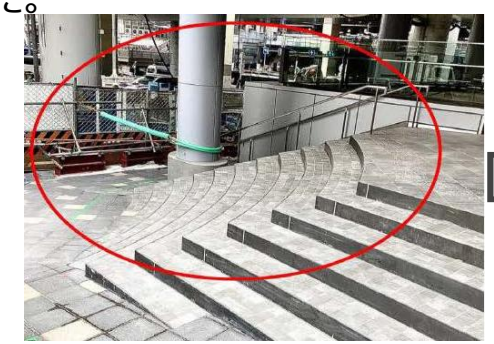

第4次バリアフリー整備目標

バリアフリー整備目標（第4次）の設定

国土交通省

〇現行目標である「特別特定建築物のバリアフリー基準適合率」を更新するとともに、「公共建築工事（2,000㎡以上の国等の特別特定建築物に限る。）における当事者参画の実施割合」を追加。

第3次整備目標
（令和3年度～令和7年度）

〇特別特定建築物のバリアフリー基準適合率

床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物（小学校、中学校等で公立のものを除く。）の総ストックの約67%について、令和7年度までに、移動等円滑化を実施する。

【参考】
第1次整備目標（平成18年度～平成22年度）
目　標：約50%
実　績：約49%
第2次整備目標（平成23年度～令和2年度）
目　標：約60%
実　績：約62%

第4次整備目標（令和8年度～令和12年度）

①特別特定建築物のバリアフリー基準適合率　【更新】

床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物（公立小学校等を除く。）の総ストックの約70%について、令和12年度までに、移動等円滑化を実施する。

②公共建築工事（2,000㎡以上の国等の特別特定建築物に限る。）における当事者参画の実施割合
【新規】

国、都道府県又は指定都市が行う特別特定建築物（公立小学校等を除く。）の建築工事のうち、原則として当該工事に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上の全ての工事について、令和12年度までに、設計等の段階における当事者参画を実施する。

※令和6年度では、32%程度の公共建築工事で実施

※令和7年5月、建築設計標準の別冊として「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」を策定

荻野1

スライド 23

荻野1

地方整備局送付時に、障害者白書が閣議決定・公表されていればこちらの数値で（6/12（金）閣決予定）。
万が一、それより早く送付するようなら令和５年の55%で。
荻野 紗央, 2026-05-28T14:15:24.929

対象建築工事の計上の考え方について

国土交通省

＜毎年度の現状値（実施割合）の算定方法＞

$$\frac{\text{A　当該年度に着工した対象工事のうち設計等の段階に当事者参画を実施した工事件数}}{\text{B　当該年度に着工した対象工事の件数}}$$

【Aの考え方】
　Bのうち、「設計等の段階」（基本構想・基本計画段階、基本設計段階、実施設計段階）のいずれかで当事者参画を実施し、参画者等の意見を踏まえて設計等を進めた件数

【Bの考え方】
　国、都道府県又は指定都市が行う特別特定建築物（公立小学校等を除く。）の建築工事のうち、原則として当該工事に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上で、当該年度に着工した件数

<計上の際の留意事項>

- 分母（ B ）への計上は、着工年度で判定する。
- 分子（ A ）への計上は、「設計等の段階」に当事者参画を実施したかで判定する（当事者参画の実施年度は問わない）。
- 着工後にのみ当事者参画を実施した場合は、分子に計上しない。

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	分母（ B ）	分子（ A ）
①	基本構想・計画	★	基本設計	実施設計	着工 △	竣工 ■				R8に計上	R8に計上
②				基本構想・計画	基本設計	実施設計	着工 △		竣工 ■	R11に計上	計上なし
③		基本構想・計画		基本設計	実施設計	着工 △ ★		竣工 ■		R10に計上	計上なし

★：当事者参画実施

バリアフリー法に基づく条例

バリアフリー法に基づく条例

○バリアフリー法では、地域の実情に応じて、地方公共団体の条例により、「①義務付け対象用途の追加」「②義務付け対象規模の引下げ」「③移動等円滑化基準に必要な事項の追加」を可能としています。

条例制定のメリット

- 義務付け対象規模の引下げや対象用途の追加など、
  地域の実情に応じた**きめ細やかな基準を設定することができるようになります。**
  （例）小規模な建築物や共同住宅のバリアフリー化を義務付け
- バリアフリー法に基づく条例の規定は、建築基準法の建築基準関係規定となるため、
  民間の指定確認検査機関等の**建築確認審査**において、**基準適合の実効性が担保**されます。
- 自主条例等に基づき、地方公共団体との協議対象としている基準について、
  法に基づく委任条例とすることで、手続きが統合され、事務負担の軽減・効率化にもつながります。

委任条例で審査される基準について、自主条例の手続きを免除している事例

東京都福祉のまちづくり条例（抄）　※バリアフリー法の委任規定を別条例で制定

（届出）

第18条　特定整備主は、第14条第2項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に知事に届け出なければならない。**ただし、法令又は都の他の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、この限りでない。**

バリアフリー法に基づく条例の事例

国土交通省

○自主条例からの法委任条例に移行した事例

鳥取県

- 平成8年に、県独自のバリアフリー基準を規定した条例を制定し、床面積500㎡未満の施設も含めて、建築物等のバリアフリー化の遵守義務を規定
  - 施設用途毎に、バリアフリー化する施設の床面積を規定（病院0㎡以上、飲食店300㎡以上等）
- 平成20年に**法に基づく条例として全部改正**し、特別特定建築物はバリアフリー基準への適合を義務化
  - **特別特定建築物の用途を追加**（公立学校、高等学校、大学、各種学校等、共同住宅等、スポーツ練習場他）
  - バリアフリー基準に**独自基準を付加**（ベビーチェア、音声誘導装置の設置義務化等）
  - 適合義務対象床面積を**引下げ**

○義務付け対象用途の追加及び規模の引下げを実施している事例

徳島県

- **全ての学校**（1,000㎡以上）を義務付け対象に追加。病院、診療所、保健所等を1,000㎡に**引下げ。**

○用途に応じた基準を追加している事例

東京都

- ホテル・旅館の義務付け対象規模を1,000㎡以上に引下げ、**一般客室**のバリアフリー基準を追加
  - 共用部の基準（一般客室までの経路）
  - 一般客室内の基準（客室出入口幅、便所及び浴室等の出入口幅、階段又は段なし、等。）
- 2,000㎡以上の**共同住宅**について、道等から住戸までの経路（「特定経路」）のバリアフリー化を義務付け

バリアフリー法に基づく条例の制定状況

国土交通省

○令和7年4月時点では、20自治体においてバリアフリー法に基づく条例が制定されています。

■バリアフリー法に基づく条例制定自治体

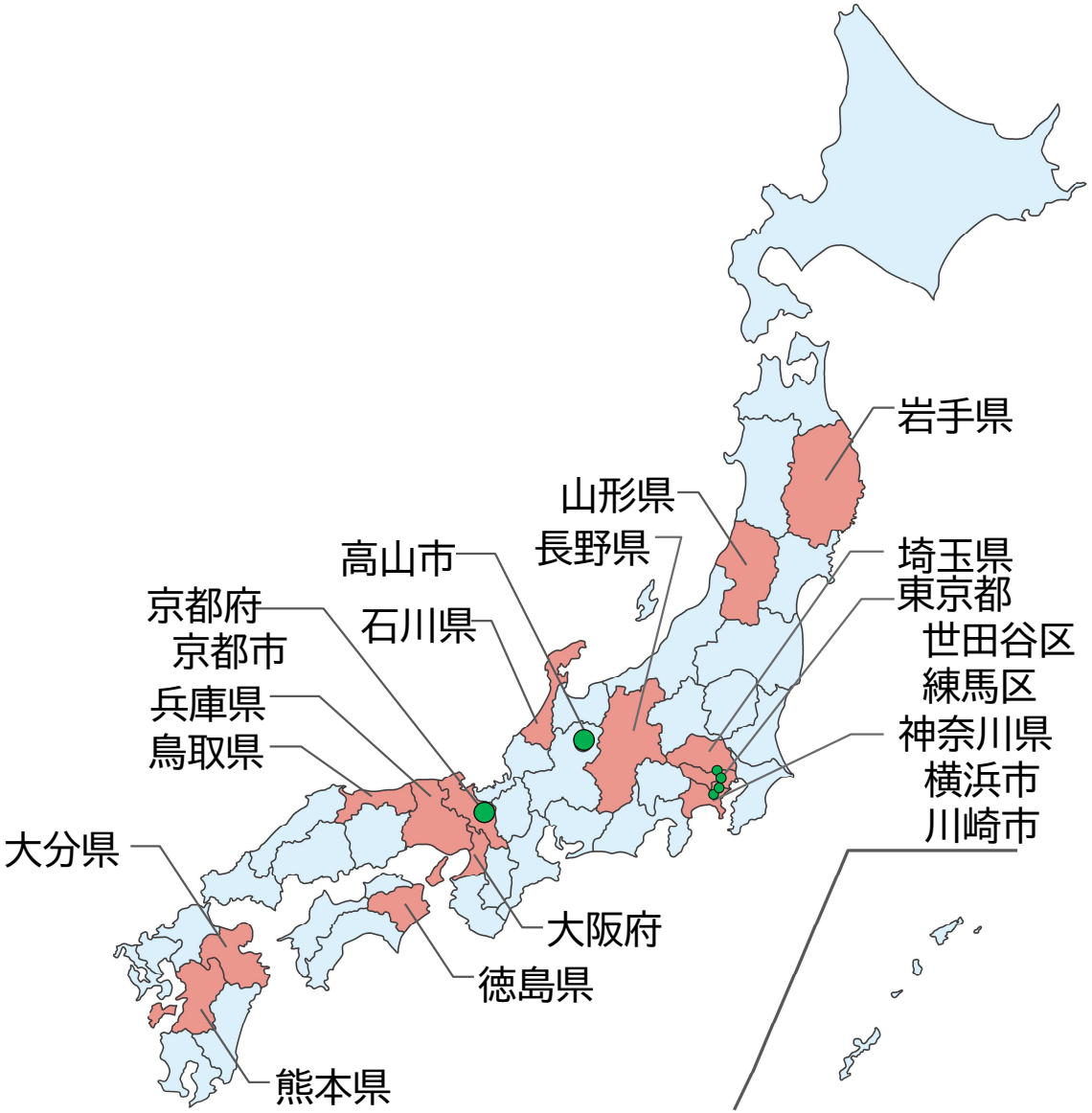

■床面積の合計500㎡未満の建築物を条例の対象としている自治体

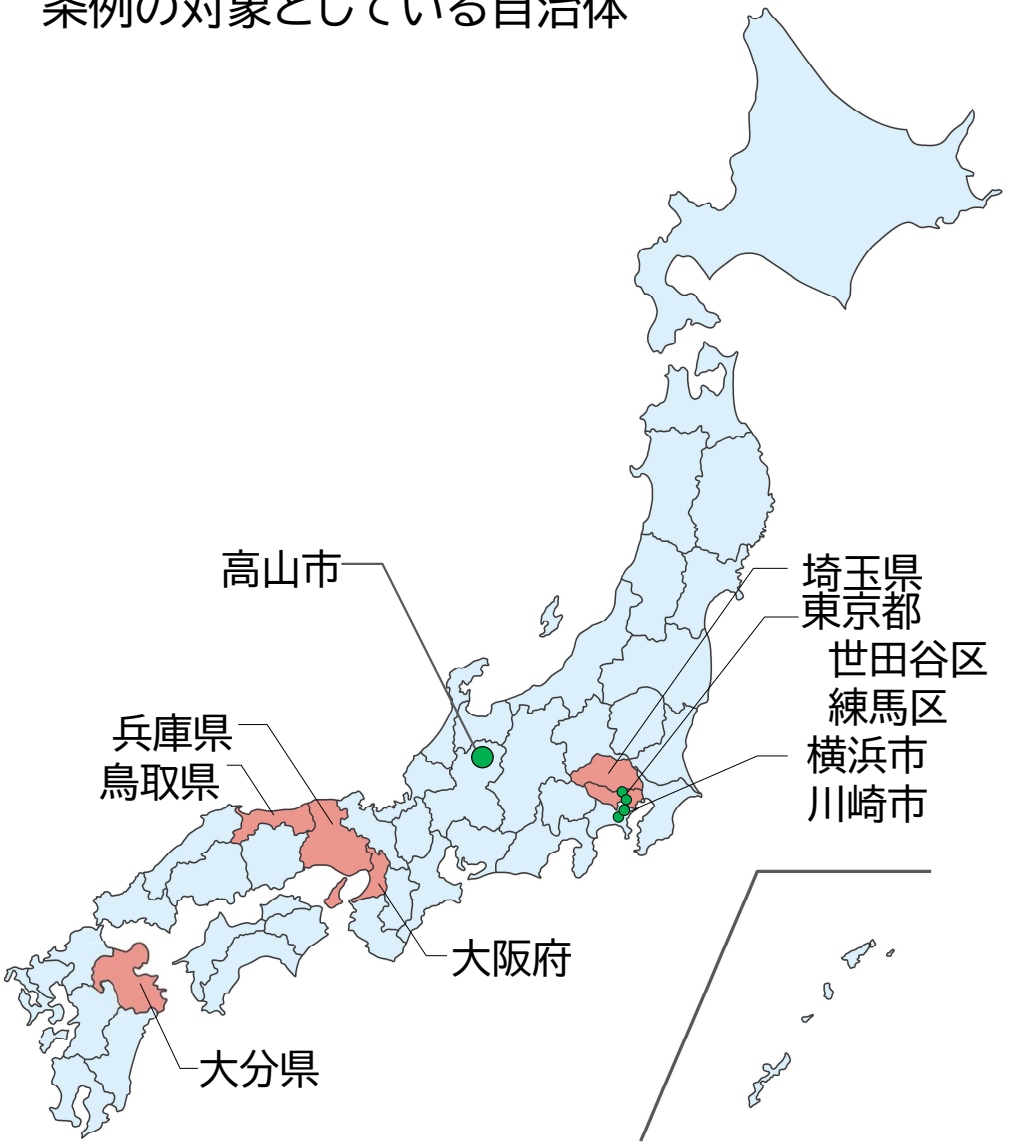

バリアフリー環境整備促進事業

バリアフリー環境整備促進事業

社会資本整備総合交付金等にて支援

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、移動システム（スロープ・エレベーター等）の整備、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

交付対象事業者
地方公共団体、民間事業者、協議会等

交付率　直接 1/3　間接 1/3

補助対象地域
①三大都市圏の既成市街地等
②人口５万人以上の市
③都市機能誘導区域の駅周辺
④バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例を策定した区域　等

交付内容

■基本構想等の策定（バリアフリー法第14条第3項に基づく条例の制定・改正に必要な基礎調査等を含む。）

■移動システム等整備事業
・屋外の移動システム整備（スロープ、エレベーター等）
・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備
（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。）
・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース
（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）　等

■認定特定建築物整備事業
・屋外の移動システム整備（建築物敷地内の平面経路に限る。）
・屋内の一定の移動システム整備
（商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。）
・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース　等

■既存建築物バリアフリー改修事業
【対象建築物】
・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物（小規模店舗等も対象で規模要件なし）
・バリアフリー条例による規制の対象となる建築物
【補助対象】
バリアフリー改修工事に要する費用

・段差の解消
・出入口、通路の幅の確保
・車椅子使用者トイレの設置
・オストメイト設備を有するトイレの設置
・乳幼児用設備の設置
・ローカウンターの設置
・車椅子使用者用駐車施設の設置
・駐車場から店舗までの屋根設置　など

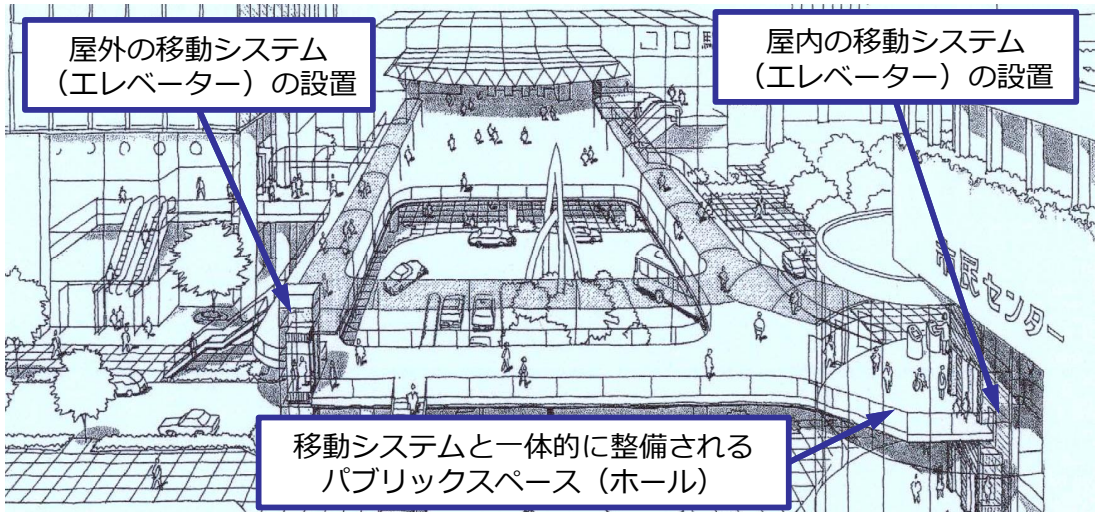

トイレのバリアフリー化

スロープの設置

ローカウンターの設置

写真の出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年3月）

民間建築物へのバリアフリー改修への支援制度【事業名：バリアフリー環境整備促進事業】

社会資本整備総合交付金等にて支援

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、小規模店舗をはじめとした
既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

■補助対象建築物

○バリアフリー法に規定する**特別特定建築物※**
（**例：店舗、ホテル、劇場、映画館、高齢者・障害者福祉施設など**）　※建築規模による制限無し
○バリアフリー条例による規制対象の建築物

■交付率（民間建築物への補助の場合）

国：1/3、地方：1/3、民間事業者：1/3　※
※地方公共団体による補助制度の創設が必要

■補助対象地域

○三大都市圏（首都圏、近畿圏、中部圏）の既成市街地、人口5万人以上の市、都市機能誘導区域の駅周辺
○バリアフリー基本構想※、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法に基づく条例※を策定した区域　など
※バリアフリー環境整備促進事業では、地方公共団体のバリアフリー法に基づく条例・基本構想の策定に要する費用についても支援可能

■交付対象事業者　地方公共団体、民間事業者、協議会等

■補助対象となる費用

国土交通省が定める「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した**建築設計標準**」**に適合させるために行う、バリアフリー改修**※に要する費用
※建築設計標準に適合させるために行うものであれば、部分的な改修についても補助対象

＜**建築設計標準に適合させるために行うバリアフリー改修の内容**について＞
高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物移動等円滑化基準に適合する、出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ等に関する整備内容（**例：廊下幅の確保、車椅子使用者用のトイレの設置**など）の他、より安全かつ円滑な移動等や利用者の利便性の向上、快適な利用が実現できるよう、備えることが望ましい内容等についても幅広く規定されている（**例：ローカウンターの設置、乳幼児用設備の設置、客室へのフラッシュライトの設置、集団補聴設備の設置**など）。

【支援対象となるバリアフリー改修工事の例】

トイレのバリアフリー化

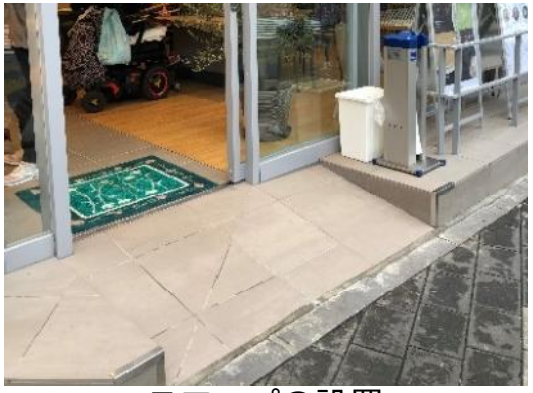
スロープの設置

ローカウンターの設置

点字ブロック、点字案内板の設置

【参考】既存建築物バリアフリー改修事業の活用事例（鳥取県）

国土交通省

○ 鳥取県では、バリアフリー法及び「鳥取県福祉のまちづくり条例」により建築物のバリアフリー化を推進。
○ あわせて、バリアフリー環境整備促進事業を活用した「鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金」により、各市町村内で民間事業者等が行う特別特定建築物等のバリアフリー化に対して、国・県・市町村が協調して支援することで、広域的な取組を推進している。【補助率：最大2／3（うち国1/3、県1/6、市町村1/6）】。

補助対象建築物

○バリアフリー法第2条第19号に規定する特別特定建築物

○「鳥取県福祉のまちづくり条例」により特別特定建築物に追加された建築物

補助の要件

○とっとりUDマップ（バリアフリーマップ）に登録すること

○指定の経路がバリアフリー基準に適合すること

○分譲マンションなど、区分所有権の対象となる部分を有する共同住宅は対象外

補助率

○バリアフリー改修等の補助対象上限額に対し最大2/3補助
（国1/3、県1/6、市町村1/6）

補助メニュー（抜粋）

○車椅子使用者用トイレの整備
・補助対象上限額：330万円等
・補助要件等：バリアフリートイレ改修費用、玄関からトイレ及び利用居室までの経路が対象。なお、沿道等から当該トイレ及び利用居室までの経路をバリアフリー化する必要がある。

○エレベーターの設置
・補助対象上限額：2,200万円
・補助要件等：バリアフリー対応エレベーターの整備費が対象。

○玄関の整備
・補助対象上限額：330万円等
・補助要件等：玄関の自動扉又は引戸化、音声誘導装置等の設置、沿道等から玄関までのバリアフリー化に必要な整備費が対象。

補助事業を実施する市町村（令和8年度当初予算要望時点）

鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、伯耆町

【参考】既存建築物バリアフリー改修事業の活用事例（民間建築物）

国土交通省

○ 民間建築物のバリアフリー改修に対する支援制度を創設している地方公共団体は、各地域の状況・課題に合わせて、用途や規模、上位計画への位置づけの有無などにより、柔軟に支援対象の絞り込みを行っている。

都道府県	市区町村	事業名	補助対象建築物(*1)の用途の制限					その他の条件等
			制限なし	一部用途に限定 ※下記は抜粋				
				店舗	旅館・ホテル	病院・診療所	公益・福祉施設	
北海道	札幌市	札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業		○		○		延べ床面積2,000㎡未満の小規模建築物が対象
北海道	札幌市	札幌市宿泊施設バリアフリー化整備事業			○			
秋田県	大館市	大館市まちなか店舗等バリアフリー改修促進事業	○					移動等円滑化促進地区内の施設が対象
埼玉県	熊谷市	熊谷市バリアフリー改修推進事業補助金		○	○	○	○	重点整備地区内で生活関連施設に位置付けられた施設が対象
東京都	足立区	足立区バリアフリー環境整備促進事業における移動システム等整備費補助金	○					足立区バリアフリー地区別計画*2の策定地域内の施設が対象
鳥取県	鳥取市他複数市町村	福祉のまちづくり推進事業	○					とっとりUDマップ（県が提供するバリアフリー施設情報を掲載した電子地図）に施設を掲載することが条件
岡山県	岡山市	岡山市既存建築物バリアフリー改修事業補助金		○	○	○ ※診療所は対象外	○	移動等円滑化促進地区及び重点整備地区内で生活関連施設に位置付けられた施設が対象

*1：本事業は特別特定建築物及びバリアフリー条例による規制の対象となった建築物が補助対象
*2：重点整備地区のバリアフリーを進めるための具体的な整備計画

令和6年5月28日付発出事務連絡（各都道府県・各指定都市あて）

国土交通省

事　務　連　絡
令和６年５月２８日

各都道府県・各指定都市
　バリアフリー環境整備促進事業担当部局　御中

国土交通省 住宅局 市街地建築課

小規模店舗等のバリアフリー化に関する
バリアフリー環境整備促進事業の積極的な活用について（依頼）

平素より建築物のバリアフリー化の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

小規模店舗等の内部のバリアフリー化については、令和３年３月に改正した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」において、考え方・留意点の充実を図ったところですが、令和４年１０月に国連障害者権利委員会より日本政府に対して出された総括所見では、小規模店舗のバリアフリー化の進捗が限定的であることが指摘されるほか、最近の国会審議においても同趣旨の指摘がなされるなど、より一層の取組が求められているところです。

国土交通省においては、小規模店舗等のバリアフリー化を促進するべく、令和４年度より「バリアフリー環境整備促進事業」（社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－１６－（６）及びロ－１６－（６）並びに附属第Ⅲ編イ－１６－（６）及びロ－１６－（６）に規定するバリアフリー環境整備促進事業をいう。以下同じ。）により、小規模店舗等の既存建築物のバリアフリー改修についても支援してきたところです。

バリアフリー環境整備促進事業は、対象地域や対象建築物等の一定の要件に適合する、民間事業者等による既存建築物のバリアフリー改修に対して地方公共団体が支援する場合に、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金により当該地方公共団体を支援する制度です。

このため、まずは各地方公共団体において支援制度を設けていただくことが前提となることから、支援制度を設けていない地方公共団体におかれましては、対象地域や対象建築物等の要件を踏まえつつ、支援制度の創設について改めてご検討をお願い申し上げます。また、既にバリアフリー環境整備促進事業を活用されている地方公共団体におかれましては、更なる積極的な活用についてご検討をお願い申し上げます。

特に補助対象地域については、令和４年度より高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第２４条の２第１項に基づく移動等円滑化促進方針、同法第２５条第１項に基づく基本構想又は同法第１４条第３項に基づくバリアフリー条例（以下「促進方針等」という。）の区域も追加したことから、従来の三大都市圏の既成市街地や人口５万人以上の市等の要件に該当せず、かつ促進方針等を定めていない場合は、促進方針等の策定についてもご検討の程よろしくお願い申し上げます。

なお、 各都道府県におかれましては、管内市町村 に対しても、本事務連絡の周知をよろしくお願い申し上げます。

また、本事務連絡により各地方公共団体に支援制度の創設等についてご依頼をしている旨については、小規模店舗等のバリアフリー化に関係する民間事業者等の関係団体にも情報提供しておりますので、民間事業者等からのご相談があった場合は適切にご対応くださるようお願い申し上げます。

＜添付資料＞
参考資料１　バリアフリー環境整備促進事業の概要
参考資料２　社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ・Ⅲ編イ－１６－（６）及びロ－１６－（６）抜粋
参考資料３　バリアフリー環境整備促進事業 Q&A
参考資料４　高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和３年３月）「２．１２ 店舗内部」
参考資料５　リーフレット「だれもが利用しやすいお店をつくろう」
参考資料６　小規模店舗等のバリアフリー化に関係する民間事業者等の関係団体向け事務連絡「小規模店舗等のバリアフリー化に関する国土交通省所管の支援事業（バリアフリー環境整備促進事業）のご紹介について」

＜参考：国土交通省ホームページ＞
○総合政策（バリアフリー）
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html
○住宅・建築（建築物におけるバリアフリー）
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

【本事務連絡に関する問合せ先】
国土交通省住宅局市街地建築課
（住所）東京都千代田区霞が関２－１－３
（電話）03-5253-8111【内線 39-654, 39-655, 39-656】

【バリアフリー環境整備促進事業に関する問合せ先】
北海道開発局事業振興部都市住宅課 011-709-2311
東北地方整備局建政部都市・住宅整備課 022-225-2171
関東地方整備局建政部住宅整備課 048-601-3151
北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課 025-280-8880
中部地方整備局建政部住宅整備課 052-953-8119
近畿地方整備局建政部住宅整備課 06-6942-1141
中国地方整備局建政部都市・住宅整備課 082-221-9231
四国地方整備局建政部都市・住宅整備課 087-851-8061
九州地方整備局建政部住宅整備課 092-471-6331
沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課 098-866-0031

参考資料３

バリアフリー環境整備促進事業における既存バリアフリー改修事業に関するＱ＆Ａ

（令和６年５月２８日時点版）

■補助対象地域について

Ｑ１：三大都市圏の既成市街地等、人口５万人以上の市又は都市機能誘導区域の駅周辺の地域でなければ、本事業の活用はできないのか。

→バリアフリー法に規定する移動等円滑化促進方針、基本構想又はバリアフリー条例を地方公共団体において定めれば、これらが対象とする区域も補助対象地域となります。移動等円滑化促進方針、基本構想等を定めていない場合は、所管する部局と連携してご検討・ご対応ください。なお、地方公共団体単独で実施している既存の補助事業であっても、補助対象地域の要件に該当すれば本事業を活用することは可能です。

Ｑ２：都道府県が、都道府県全域を対象としたバリアフリー条例を定めている場合、市町村独自の条例を定めていなくても、補助対象地域である「バリアフリー条例の区域」に適合するとの認識でよいか。

→お見込みの通りです。

■補助対象建築物について

Ｑ３：どのような建築物が補助対象となるのか。

→不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物（特別特定建築物（規模要件なし、小規模店舗等も対象））や、バリアフリー条例によって規制の対象となる特定建築物（規模要件あり）が対象となります。

Ｑ４：特別特定建築物となる用途とそれ以外の用途の複合建築物の場合、補助対象となるか。

→特別特定建築物となる用途部分は補助対象となります。

Ｑ５：自主条例で事前協議等の対象としている建築物は補助の対象となるか。

→バリアフリー条例で規制の対象となっている建築物が対象となります。

Ｑ６：どのような改修工事が補助対象となるのか。

→国土交通省住宅局が公表している『高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準』に記載のあるバリアフリー改修工事が補助対象となります。

Ｑ７：建築設計標準に記載されたどの基準を満たせば補助対象になるか。

→記載されている内容のうち、『～とする』と記載された標準的な整備内容等を最低限満たす必要がありますが、誘導基準に適合させるためのバリアフリー改修工事も補助対象となります。

Ｑ８：建築物全体ではなく部分的な改修は補助対象となるか。

→改修を行うことによりバリアフリー化が促進されるものであれば、部分的な改修についても補助対象となります。

Ｑ９：本事業で対象になるのは工事費用だけか。

→設計費及び既存撤去費も補助対象となります。

令和6年5月28日付発出事務連絡（関連団体あて）

国土交通省

参考資料６

事　務　連　絡
令和６年５月２８日

一般社団法人 日本ビルヂング協会連合会　御中
一般社団法人 不動産協会　御中
一般社団法人 日本ショッピングセンター協会　御中
日本チェーンストア協会　御中
日本商工会議所　御中
全国商工会連合会　御中
全国生活衛生同業組合中央会　御中

国土交通省 住宅局 市街地建築課

小規模店舗等のバリアフリー化に関する
国土交通省所管の支援事業（バリアフリー環境整備促進事業）のご紹介について

平素より建築物のバリアフリー化の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

小規模店舗等の内部のバリアフリー化については、令和３年３月に改正した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）において、考え方・留意点の充実を図ったところですが、令和４年１０月に国連障害者権利委員会より日本政府に対して出された総括所見では、小規模店舗のバリアフリー化の進捗が限定的であることが指摘されるほか、最近の国会審議においても同趣旨の指摘がなされるなど、より一層の取組が求められているところです。

国土交通省においては、小規模店舗等のバリアフリー化を促進するべく、令和４年度より所管の支援事業である「バリアフリー環境整備促進事業」により、小規模店舗等の既存建築物のバリアフリー改修についても支援してきたところです。

バリアフリー環境整備促進事業には、対象地域や対象建築物等の一定の要件がありますが、これらの要件を踏まえた支援制度を地方公共団体において設け、支援を行っている場合に、国土交通省も当該地方公共団体を支援しているところです。

この度、支援制度を設けていない地方公共団体に対しては支援制度の創設について、また既にバリアフリー環境整備促進事業を活用した支援制度を設けている地方公共団体に対しては更なる積極的な活用について、改めてご検討をお願いしたところです。

つきましては、貴団体におかれましては、会員各企業や関係するテナント等の皆様に、建築設計標準を踏まえた小規模店舗等のバリアフリー化に取り組んでいただくこと、合わせてその際に地方公共団体の支援制度が活用できる可能性があることについて、情報提供をお願い致します。なお、地方公共団体の支援制度の有無につきましては、対象となる建築物の存する地方公共団体にお問い合わせください。

また、本事務連絡については地方公共団体にも共有しており、小規模店舗等のバリアフリー化に取り組まれる民間事業者等の方々からの問合せやご相談があった場合は、適切にご対応くださるようお願いしておりますことを申し添えます。

＜添付資料＞
参考資料１　バリアフリー環境整備促進事業の概要
参考資料２　高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和３年３月）「２．１２ 店舗内部」
参考資料３　リーフレット「だれもが利用しやすいお店をつくろう」
参考資料４　地方公共団体向け事務連絡「小規模店舗等のバリアフリー化に関するバリアフリー環境整備促進事業の積極的な活用について（依頼）」

【本事務連絡に関する問合せ先】
国土交通省住宅局市街地建築課
（住所）東京都千代田区霞が関２－１－３
（電話）03-5253-8111【内線 39-654, 39-655, 39-656】

固定資産税及び都市計画税の減額措置

新バリアフリー税制について（令和8年度から）

国土交通省

改正前

特別特定建築物のうち、劇場・ 音楽堂等について、建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修を行った場合に、工事完了の翌年度から２年度分、当該建築物の固定資産税・都市計画税（それぞれ改修工事費用の５／100を上限）について、１／３の金額を減額する。

改正後

特別特定建築物について、既存建築物バリアフリー改修事業の補助を受けて、建築物移動等円滑化基準もしくは建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修（※）を行った場合に、工事完了の翌年度から２年度分、当該建築物の固定資産税・都市計画税（それぞれ改修工事費用の５／100を上限）について、１／３を参酌して自治体が条例で定める割合分（１／６～１／２）の金額を減額する。

※改修部分が基準に適合していれば、部分的な改修でも対象

適用イメージ

バリアフリートイレの整備

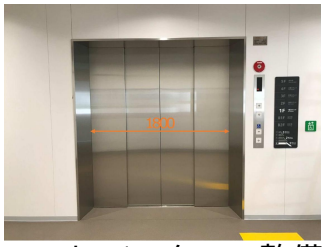

エレベーターの整備

物品販売店舗（延べ床面積3,500㎡、課税標準額500,000千円）において、バリアフリートイレ及びエレベーターの整備を行い、総工事費が30,000千円。

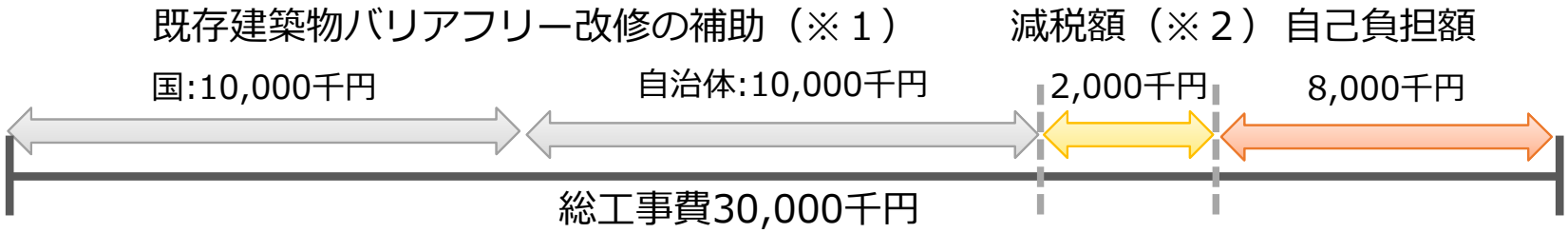

※１：国・自治体の補助率がそれぞれ１／３の場合
※２：固定資産税・都市計画税について、それぞれ工事費用の5/100の1/3を２年間減額

⇨ 補助＋特例により自己負担率を約１／４に軽減（補助66.7%＋税特例6.7%）

参考事例

バリアフリー基本構想の建築物特定事業の事例

国土交通省

・基本構想により、建築物のバリアフリー化に面的に取り組んでいる事例（文京区）

各地域における特定事業等の進捗状況

令和7年度末までの事業の進捗状況※について、完了した事業は259件ありました。また継続的な取組や、何らかの検討を始めた事業（実施中）と合わせると534件となっています。地区別の状況は、下表の通りです。

継続的な取組や未完了の事業については、令和8年度に地区別計画を検討する際に、引き続き事業推進の働きかけを行っていきます。

事業区分	都心地域	下町隣接地域	山の手地域東部	山の手地域中央	山の手地域西部	共通
完了した事業	67	31	44	46	33	38
継続的な取組を行っている事業	19	26	45	56	25	37
実施中の事業	3	1	6	3	6	48

※ 令和7年6月時点の照会に基づいた、令和7年度末時点の見込みを含む数値です。

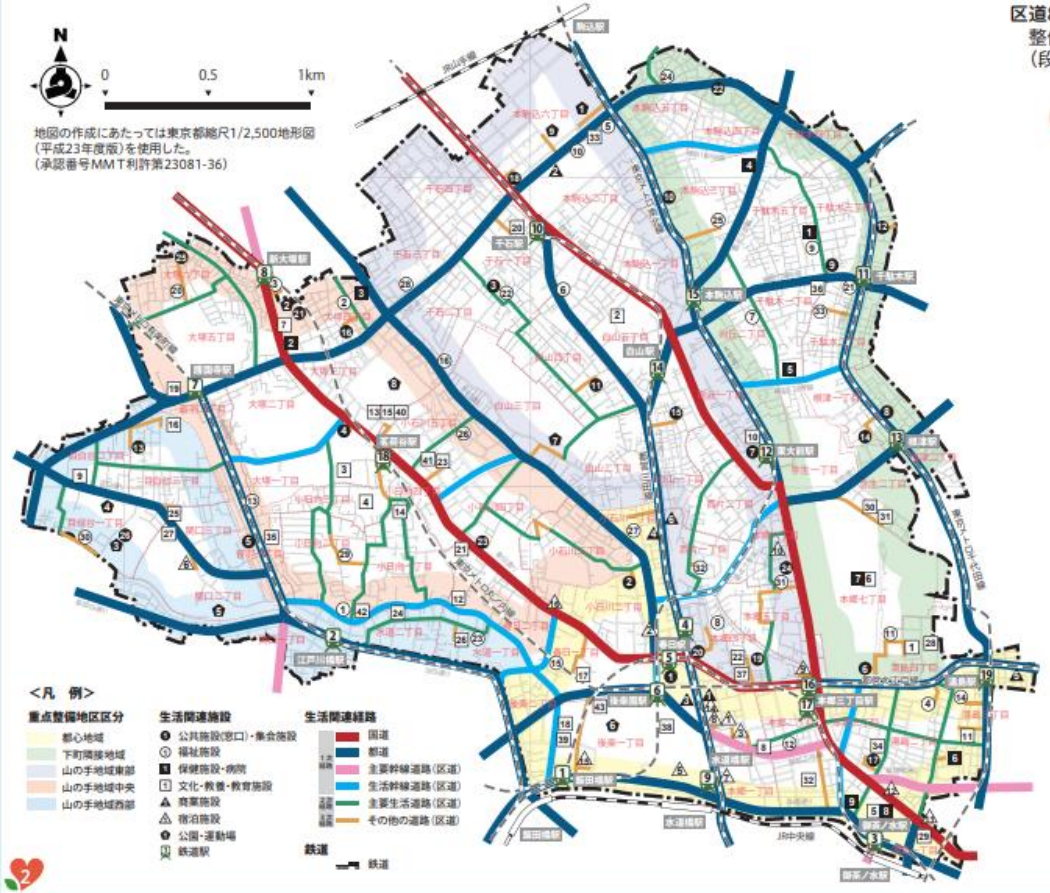

主な完了事業の紹介

重点整備地区において、令和6年度から令和7年度の間に完了した主な特定事業をご紹介します。

凡例
心：都心地域　東：山の手地域東部
下：下町隣接地域　中：山の手地域中央
西：山の手地域西部

公共交通特定事業

9 都営地下鉄三田線　水道橋駅：心
トイレ　出入口の段差解消（スロープ化）、トイレの洋式化、簡易型多機能便房の設置、ベビーチェアの増設など

道路特定事業

都道437号（不忍通り）：共通
整備　無電柱化事業にあわせたバリアフリー化（段差解消・勾配の緩和等）（文京区音羽2丁目～目白台2丁目）

区道843号：中
整備　道路整備事業等にあわせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し）の推進

建築物特定事業

17 湯島総合センター（湯島第二会館・文京福祉センター湯島・湯島児童館・湯島図書館）：心
案内設備　バリアフリー設備等の情報がわかる案内図の設置

24 大塚公園集会所・大塚公園みどりの図書室：中
案内設備　バリアフリー設備への音声案内や触知案内図の設置

3 東京健生病院：中
上下移動　階段への手すりの設置（壁側）

9 順天堂大学医学部附属順天堂医院：心
上下移動　エレベーターへの視聴覚障害者対応設備の設置／1号館エスカレーターの速度を遅くするための架け替え

4 拓殖大学（文京キャンパス）：中
案内設備　多機能トイレへのオストメイト対応設備の案内表示

20 アカデミー千石・千石図書館：東
トイレ　多機能トイレへの荷物台・荷物掛けの設置／一般トイレ内の段差の解消

都市公園特定事業

1 六義園：東
案内設備　わかりやすい案内表示への改善（字の大きさ、トイレへの誘導など）

6 小石川後楽園：心
休憩施設　状況に応じたベンチの配置
案内設備　高齢者・障害者等に配慮した園内案内の改善（受付・トイレ案内等）

文京区ホームページより転載